

最高人民法院

## 目次

- 第一 前回の要請事項の要旨
- 第二 前回の要請事項についてのその後の経過
- 第三 今回の優先的要請事項

### 第一 前回の要請事項の要旨

前回の要請事項は以下のようなものでした。

#### 要請 1

- (1) 損害賠償額の認定において、違反抑止効果が十分に生じるように、賠償額の認定を引き上げるようにしていただきたい。また、その前提として、損害に関する事実を正確に把握するよう努めていただきたい。
- (2) 併せて損害賠償額の算定基準の改善も関係各署に要請しています。

#### 要請 2

- (1) 刑事罰としての罰金の認定額の高額化など罰則の認定を強化していただきたい。
- (2) 知的財産権の侵害の再犯に対し、特に罰金を加重するように認定するなど、実際に効果的な方法で処罰していただきたい。
- (3) 著作権侵害に対して刑事罰を科すための限定要件を緩和していただきたい。

#### 要請 3

特許権侵害訴訟の時効起算日の解釈を「知った日」のみに限定していただきたい。

#### 要請 4

- (1) 司法手続きで知的財産権侵害品を押収した場合、これらを完全廃棄していただきたい。
- (2) 押収品の倉庫保管料・廃棄処理に係る経費等の費用を権利者に負担させないでいただきたい。

#### 要請 5

知的財産権に係る紛争については、通常の管轄の他に、たとえば北京、上海、広州のいずれかの中級人民法院にも提訴できるように尽力していただきたい。

#### 要請 6

地方保護主義を排し、全国画一の基準の確立と適正な執行の確保をしていただきたい。

#### 要請 7

関係行政機関との連携を強化していただきたい。とりわけ模倣品その他知的財産権侵害品に関する輸出業者・製造元などの情報をこれらの機関に提供していただきたい。

これらの事項につきましては引き続き改善に尽力していただきますようお願いいたします。

## 第二 今回の優先的要請事項

今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の課題である以下の3点を優先的要請事項とします。

1. 侵害訴訟と無効審判との関係改善
2. 再犯者に対する処罰の厳格化、損害賠償額の認定の高額化
3. 判決の透明性確保

### 要請事項1 侵害訴訟と無効審判との関係改善

侵害訴訟において被告が当該権利の無効審判を請求したために人民法院が訴訟を中止し、解決までに多大な時間を要することとなった次のような事例が報告されています。

- (A) 二輪スクーター意匠権侵害訴訟で、侵害判断が無効審判とその後の審決取消訴訟等で5年以上中断した。
- (B) 上海第一中級人民法院で発明特許訴訟と意匠特許訴訟を同一のイ号物件に関し提訴、発明特許に関しては、権利者の要請によりストップしなかった。意匠特許は、その後無効審判及び行政訴訟で5年半経過し、権利期限ぎりぎりに有効性を認める判決があったが、実質的な権利期間短縮になった。

このような侵害訴訟と無効審判との関係につきましてはいくつかの調整規定が定められています。また、意匠権や実用新案権に関しましては、無審査で登録され、かつ、世界公知公用例を採用していないために冒認出願が横行しているという特殊事情がありますので、これらを特許などと同様に扱うことはできないことは十分に理解できます。

しかし意匠等の侵害に対する救済を権利者が早期に得られるようにするために、単に権利の無効審判が請求された事実をもって訴訟を中止するのではなく、例えば専ら訴訟を遅延させる目的で被告が権利の無効宣告を請求したことが明白な場合や、被告が明白に無効である意匠権等に基づく抗弁を主張してきたのに対して、原告が無効宣告を請求した場合においては、訴訟を中止しないなどの運用をしていただきますようお願いいたします。このような運用は、現行の「最高人民法院特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」第9条但書等の規定を適切に運用することによって実現可能と考えますので、ご尽力をいただきたく存じます。

### 要請事項2 再犯者に対する処罰の強化、損害賠償額の認定の高額化

- (1) 貴国の知的財産侵害事件の顕著な傾向として再犯の頻発があります。実際日本側の調査でも、前回の要請以後の1年未満の短期間の調査で、再犯の被害にあったとの報告が複数件(調査対象会社の約10%)ありました。また、再犯者に対する処罰が十分であるとは思われないとの調査結果もあります。また、中国8都市の自動車部品模倣品のフォローアップレイドによると平均再犯率は52%を示しており、中国当局の模倣品摘発努力にもかかわらず再発抑止効果が極めて低いことを示しています。再犯者に対して厳格な処罰を行うことは、最も効果的な再犯抑止策の一つと考えます。従いまして、再犯者に対し、特に罰金を加重するように認定するなどの厳格な処罰を行う運用を行なっていただきますことを強く要請いたします。なお、あるメーカーでは、一年間に4社の再犯を発見し、摘発しております。

A 社

初回 2002.9.13 処罰未決定 2 回目 2003.7.9 廃棄証明のみ、罰金なし

B 社

初回 2003.8.29 20,000RMB の罰金 2 回目 2003.9.9 20,000RMB の罰金

C 社

初回 2003.3.22 廃棄証明のみ、罰金なし 2 回目 2003.9.17 処罰未決定

D 社

初回 2003.7.8 8,000RMB の罰金 2 回目 2003.10.28 廃棄証明のみ、罰金なし

(2) また、前回の要請事項の一つでもあります。民事訴訟において知的財産権侵害に対する損害賠償額の認定を高額化することも、刑事処罰の厳格化と共に、有効な再犯抑止策の一つと考えます。この前提として、損害に関する事実(製造・販売数量等)を正確に把握するように努めていただきたいと思います。

なお、知的財産に関する損害賠償額の算定基準は必ずしも不合理なものではないと考えていますが、損害賠償額の算定基準をより客観的にし、かつ、損害賠償額をより立証容易なものとするためには、例えば、利益額に「権利者の得べかりし利益」の要件を加えたり、利益額に代わって「販売金額」を基準とするなどの規定を設けることが考えられます。また、賠償額を確定しがたい場合に裁判所が裁量により確定する損害額について、上限を設けておりますが、これは改めていただきたいと思います。最高人民法院におかれましても、これら規定や算定基準の改定にご尽力いただきますようお願いいたします。また、運用上可能な限り、原告の立証責任を緩和し、適正な損害賠償額を認定していただきますようお願いいたします。

### 要請事項 3 判決の公開

知的財産権侵害訴訟における判決内容を先例として公開し、予測可能性を確保することは、侵害訴訟を提起しようとする権利者にとって重要であると共に、侵害者に対する警告の効果を持つものとして重要であると考えます。この点、北京や上海では一部で判決が公開されていると伺っており望ましいことと考えますが、知的財産権侵害訴訟における判決内容の公開をとりあえず中国語で、更に望ましくは英語にて更に推し進めていただきますよう強く要請いたします。

なお、日本におきましては、最高裁判所のHPにおいて、地裁、高裁も含め、知的財産権侵害訴訟の判決が公開されています。

以上